

日本理学療法士協会
東北ブロック協議会細則

【1】会員に関する項

1. 協議会会員が死亡した時には、弔電を送るものとする。

【2】会長・理事および監事選出に関する項

1. 理事選出については、各県理学療法士会単位で2名選出するものとし、そのうち1名は県理学療法士会長とする。
2. 会長は6県理学療法士会長の中から選出し、理事会の承認を得るものとする。
3. 副会長は会長が理事の中より指名し、理事会の承認を得て定める。
4. 監事は理事会において選出承認する。
5. 顧問は理事会において選出承認する。

【3】東北理学療法学会に関する項

1. 学会大会は各県理学療法士会の持ち回りとする。
2. 学会大会開催運営に関しては担当県理学療法士会に委任するものとする。
3. 学会大会参加者より会場整理費を徴収する。

【4】会費に関する項

1. 会費は700円とし、同年度の10月末日に東北ブロック協議会事務局に納付するものとする。
2. 会費金額は理事会にて決定する

【5】会務の運営に関する項

1. 会長は、会務運営のため事務局および、事務局、委員会を置く。
2. 会長が必要と認めるときは、理事会の承認を得て委員会を設置し又解散することができる。
3. 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任命し、事務局員は事務局長が選任し、会長が委嘱する。
4. 学術局員は各県理学療法士会長が選任し、会長が委嘱する。学術局長は学術局員の互選により決定し、理事会の承認を得て会長が任命する。
5. 委員は、各県理学療法士会長が選任して会長が委嘱する。委員長は、理事会の承認を得て会長が任命する。
6. 事務局長、学術局長、委員長および局員・委員は、会務を分割し円滑に運営に努める。
7. 会長が必要と認めるときは、監事、顧問、事務局長、学術局長、委員長および局員・委員は、理事会に出席して意見を述べることができる。

8. 学術局会および委員会での討議事項は、理事会の承認を得て決定されるものとする。
9. 事務局、学術局、委員会の業務に関しては、別に定める。

付 則

本細則は、昭和61年11月16日より施行する。
本細則は、平成8年11月10日より一部改正により施行する。
本細則は、平成19年12月2日より一部改正により施行する。
本細則は、平成30年11月3日より一部改正により施行する。
本細則は、令和5年9月8日より一部改正により施行する。
本細則は、令和7年9月26日より一部改正により施行する。
本細則は、令和8年4月18日より一部改正により施行する。